

第15 屋外貯蔵所

1 保安距離

危政令第16条第1項第1号に規定する「保安距離」の起算点は、屋外貯蔵所の周囲に設けるさく等からとするほか、「第7 製造所」の例による。

2 設置場所

(1) 危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。

(2) 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあつては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設けるようにする。◆

(3) 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない（昭和51年11月24日消防令第100号通知）。

3 さく等

危政令第16条第1項第3号に規定する「さく等」の高さは、1メートル程度とする。なお、危政令第16条第1項第6号に規定する架台を設けた場合には、当該架台をさく等に代えることができる。また、さく等（前述架台は除く）は、不燃材料とする。



4 保有空地

危政令第16条第1項第4号に規定する「保有空地」は、「第7 製造所」の例によるほか、次による。

(1) 保有空地の起算点は、屋外貯蔵所の周囲に設けるさく等の外側からとする。

(2) 二以上の屋外貯蔵所を隣接して設置する場合の保有空地については、大なる方を確保することで足りる。

5 標識及び掲示板

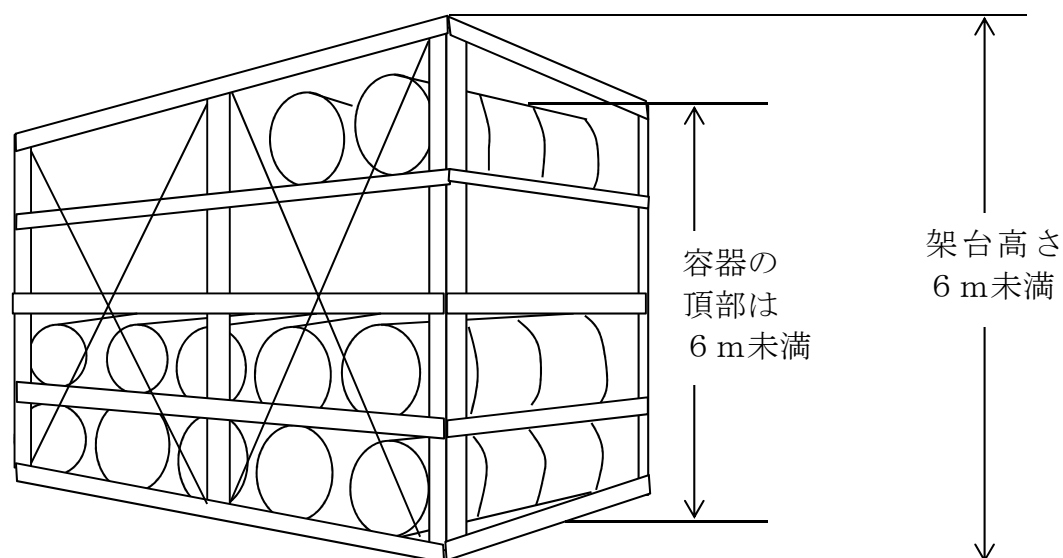
危政令第16条第1項第5号に規定する「標識及び掲示板」は、「第7 製造所」の例による。

6 架台

危規則第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」とは、地盤面から架台

の最上段までの高さとするが消火活動の観点から容器の頂部は6メートル以下となるようにする（第15-1図参照）。

架台の構造は「第9 屋内貯蔵所」1（12）架台の構造の例によること（キを除く。）。

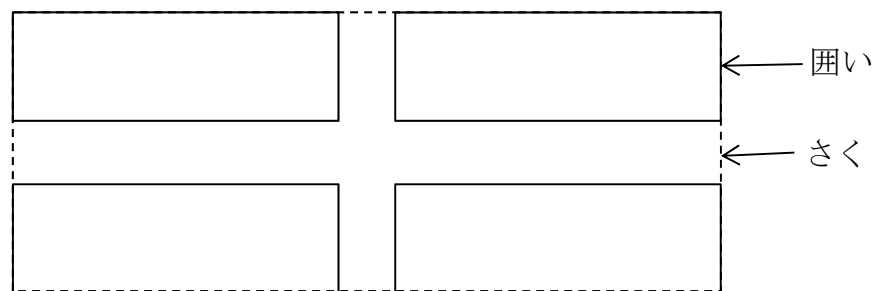


第15-1図 架台等の高さ

7 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所（昭和54年7月30日消防危第80号通知）

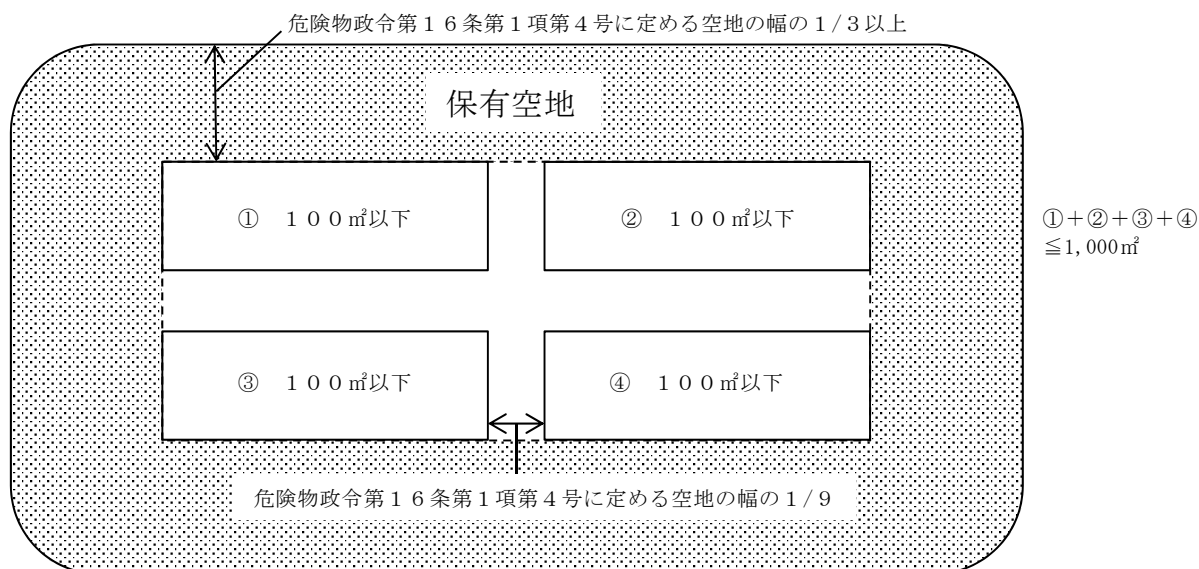
塊状の硫黄を容器に収納せずに所蔵する場合、危政令第16条第1項及び同条第2項の各号の基準に適合するように設置する。

- (1) 危政令第16条第2項に規定する「囲い」は、同条第1項第3号に規定する「さく等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りる（第15-2図参照）。



第 15 - 2 図 さく等の例

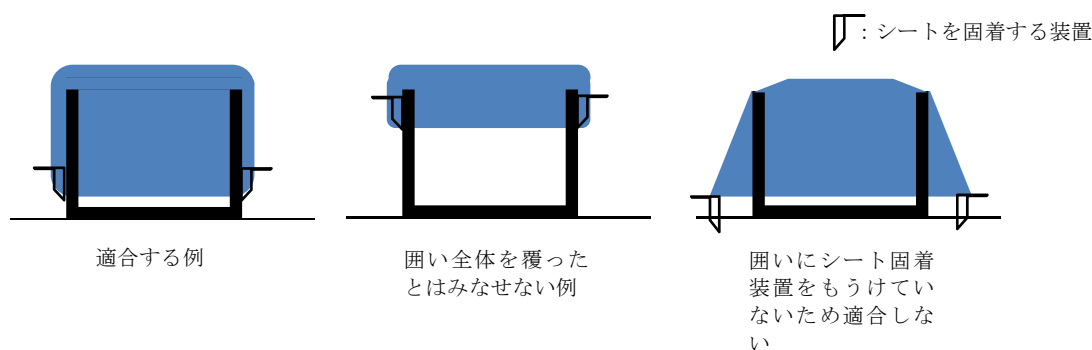
- (2) 危政令第 16 条第 2 項第 2 号に規定する隣接する囲いと囲いの間隔は、危政令第 16 条第 1 項第 4 号の表に掲げる空地の幅の 9 分の 1 で足りる（第 15 - 3 図参照）。



第 15 - 3 図 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所の例

- (3) 危政令第 16 条第 2 項第 5 号により設ける「シートを固着する装置」は、危政令第 26 条第 1 項第 12 号に規定する貯蔵の基準により「囲い全体を覆う」とされていることから、できるだけ地盤面に近い位置に設置することが必要である。

なお、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛ることは、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない（第 15 - 4 図参照）。



第15-4図 シート固着方法

8 高引火点危険物の屋外貯蔵所

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、危規則第24条の12の基準又は危政令第16条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

9 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準（平成10年3月27日消防危第36号通知）

(1) 危政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク並びに「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱に関する指針について」（平成13年4月9日消防危第50号通知）に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナに限り、屋外貯蔵所に貯蔵しても差し支えない。

(2) 保有空地については、次によることができる。☆

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を確保する。

〔第15-1表〕

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が200以下の屋外貯蔵所	3メートル以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	5メートル以上

イ ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を確保する。

〔第15-2表〕

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が 5 0 以下の屋外貯蔵所	3 メートル以上
指定数量の倍数が 5 0 を超え 2 0 0 以下の屋外貯蔵所	6 メートル以上
指定数量の倍数が 2 0 0 を超える屋外貯蔵所	1 0 メートル以上

ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ、ア若しくはイの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ、危政令第 1 6 条第 1 項第 4 号若しくは危規則第 2 4 条の 1 2 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有する。